

川西市介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、現下の急激な物価高騰による経費の増加について、介護保険制度の下、価格に転嫁することができない介護サービス事業所に対し、物価高騰対策支援交付金（以下「交付金」という。）を交付することにより、介護サービス事業所の経営の安定化を図り、もって安定的な介護サービスの提供体制の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護サービス事業 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する指定居宅サービス（特定福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援、指定施設サービス等、指定介護予防サービス（特定介護予防福祉用具販売を除く。）、指定地域密着型介護予防サービス又は指定介護予防支援を行う事業及び特定介護予防・日常生活支援総合事業をいう。

(2) 介護サービス事業所 介護サービス事業を行う事業所及び介護保険施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の定義は、介護保険法に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 交付対象となる者は、令和4年4月1日以前から交付金の交付決定の日まで継続して川西市内において介護サービス事業所を運営する法人（以下「対象法人」という。）とする。

(交付金の額)

第4条 交付金は、対象法人が川西市内で運営する介護サービス事業所（以下「対象事業所」という。）において行う介護サービス事業について、各保険者から支払いを受ける介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費（以下これらを「介護給付費等」という。）の額を基礎として、令和4年4月から同年12月までの間に

物価高騰により生じると見込まれる経費の増加額に相当する額として交付するものとする。

2 交付金の額は、次に掲げる額の合計額に100分の0.75を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(1) 対象法人が、対象事業所において行った介護サービス事業について、令和4年6月から同年8月までの各月に、各保険者から支払いを受けた介護給付費等の合計額

(2) 前号に掲げる額を3で除して得た1月当たりの介護給付費等の平均額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に6を乗じて得た額

3 前項の規定により難い特別な事情がある場合は、市長が適当と認める額を交付金の額とする。

(申請)

第5条 交付金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、川西市介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、令和4年6月から同年8月までの各月に支払いを受けた介護給付費等の額を証する書類その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 交付金の交付を申請することができる期間は、令和4年9月1日から令和5年3月31日までとする。

(交付金の交付)

第6条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付金の交付を行うことを決定したときは、川西市介護サービス事業所物価高騰対策支援交付金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、又は交付した交付金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 交付金の交付を受けた者が、交付金の交付決定の日の翌日から令和4年12月31日までの間に対象事業所を廃止し、休止し、又は川西市外に移転(以下これらを「廃止等」という。)したとき。

(2) 交付金の交付を受けた者が、介護保険法に基づく監査又は指導により保険者か

ら介護給付費等の返還又は過誤調整の指示を受け、第4条第2項各号に定める額に異動が生じたとき。

(3) 偽りその他不正な行為により、交付金の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付金を交付することが適当でないと認められたとき。

2 市長は、前項第1号に該当するときは、交付した交付金の額を9で除して得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、廃止等の日の属する月から令和4年12月までの月数を乗じて得た額を市に返還させるものとする。
(調査等)

第8条 市長は、交付金の交付に関する事務を適正に実施するため必要と認めるときは、交付金の交付を受けた者に対し、関係する書類の提出を求め、又は市職員に調査を行わせる（以下これらを「調査等」という。）ことができるものとする。

2 交付金の交付を受けた者は、特別な事情がある場合を除き、前項の調査等に協力しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(失効規定等)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた申請に対する第6条から第8条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。